

社会福祉法人 芳春会  
 ビオラ和泉居宅介護支援事業所 居宅介護支援 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年大阪府条例第136号）の第8条の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1、居宅介護支援を提供する事業者について

名 称	社会福祉法人 芳 春 会
代 表 者	理 事 長 老 木 浩 之
所 在 地	〒594-0073 和泉市和気町三丁目5番19号

2、ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

名 称	ビオラ和泉居宅介護支援事業所
介護保険指定事業者番号	大阪府指定 2770500045
事業所所在地	〒594-0073 和泉市和気町三丁目5番19号
電 話 番 号	0725-46-0460
相 談 担 当 者 名	管 理 者 谷 口 加 代
通常の実業実施地域	和泉市

3、事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者からの相談に応じ、利用者の心身の状況、環境等に応じ、本人や家族の意向等をもとに、各種サービスを適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 利用者が要介護状態等となっても、可能な限り居宅で日常生活を営むことが出来るよう援助に努めます。</li> <li>② 利用者の心身の状況、環境等に応じ、適切なサービスが、効果的に提供されるよう行います。</li> <li>③ 利用者の意思を尊重し、サービスが特定の種類、特定の事業者に偏らないよう行います。</li> <li>④ 利用者の要介護認定等の申請に対して、必要な協力を行います。また、申請が行われているか否かを確認し、その支援も行います。</li> </ol>

#### 4、事業所の窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日 但し、国民の祝日、及び、12月31日から1月3日までを除く
営 業 時 間	午前8時45分から午後5時30分まで 但し、土曜日は、午前8時45分から午後12時45分まで

#### 5、事業所の職員体制

事業所の管理者	谷口 加代
介護支援専門員	5名

介護支援専門員は、勤務中、常に身分証を携帯しております。不審に思われるときは、身分証の提示を求めてください。

#### 6、事業者が利用者に提供する居宅介護支援の内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握、評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助
- ⑦ 相談業務

#### 7、居宅介護支援に係る所定の料金、利用料

- ① 上記6「事業者が利用者に提供する居宅介護支援の内容（以下、「居宅介護支援の内容」という。）」の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連の業務として、介護保険の対象となるものです。
- ② 居宅介護支援の内容の、1ヵ月あたりの利用料金は、以下のとおりです。

介護区分	1ヶ月あたりの料金	1ヶ月あたりの利用料金	内容
要介護1・2	10857円	介護保険適用となる場合には、利用料金を支払う必要はありません（自己負担なし）。全額介護保険から負担されます。ただし、給付制限等保険者の指示がある場合は、この限	6に記載する居宅介護支援の内容の通り。 新規に居宅介護支援を行った場合。 主任介護支援専門員の配置を行った場合。 医療機関へ訪問して必要な情報提供を行った場合。 医療機関へ訪問以外に必要な情報提供を行った場合。 医療機関又は施設と必要な連携を行った場合。 小規模多機能型居宅介護事業所へ利用の際に必要な情報を提供した場合。 看護小規模多機能型居宅介護事業所へ利用の際に必要な情報を提供した場合。
要介護3～5	14098円		
初回加算	3126円		
特定事業所加算（Ⅱ）	4168円		
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2084円		
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1042円		
退院・退所加算	3126円		
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3126円		
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3126円		

緊急時等居宅 カンファレンス加算	2084円	りではありません。	医療機関の求めにより、居宅を訪問してカンファレンスを行い、サービスの調整を行った場合。
---------------------	-------	-----------	---

特定事業所加算とは、主任介護支援専門員を配置し、事業所内におけるサービス提供等に関する会議の実施及び24時間連絡体制の確保、相談対応体制の整備を行っていることから、加算の取得に至っていません。

## 8、その他の費用について

通常の事業実施地域以外からの利用者の要請があったときは、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費の実費を徴収します。尚、自動車を使用した場合には、次の額を徴収します。

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| ① 本事業所から片道2km未満          | 無 料  |
| ② 本事業所から片道2kmから4km       | 300円 |
| ③ 本事業所から片道4km以上の場合は1km毎に | 100円 |

当該費用等については、支払が困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額又は免除します。

## 9、利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

## 10、利用料等の計算期間と支払いについて

利用者は、利用月ごとの利用料等の所定料金を、事業者が利用月の翌月15日までに利用者に届ける請求書（利用明細付属）により、利用者指定口座からの自動振替か、ビオラ和泉窓口での現金による直接支払いのいずれかの方法で、翌月27日までに支払うものとします。尚、事業者は、利用者からの支払を受けたときは、利用者あての領収書を発行します。

## 11、居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

## 12、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 松田 康子
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 13、秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する</p> <p>② 秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>③ 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

#### 14、事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保 険 会 社 名	あいおい損害保険会社
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
賠 償 の 概 要	施設・在宅サービスに関する全ての事業・活動が対象

#### 15、身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 16、苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先について

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

苦情・相談の窓口は以下のとおりです。

##### ① 事業者の窓口

ビオラ和泉居宅介護支援事業所

所在地 〒594-0073 和泉市和気町三丁目5番19号

電話番号 0725-46-0460

FAX 0725-46-0461

受付時間 午前8時45分から午後5時30分

※当事業所における苦情の受付に関するご相談窓口

苦情受付窓口 管理者 谷口 加代

苦情解決責任者 施設長 松田 康子

受付時間 月曜日から金曜日 午前8時45分から午後5時30分

##### ② 市の窓口

和泉市役所高齢介護室

所在地 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号

電話番号 0725-41-1551

FAX 0725-40-3441

受付時間 午前9時から午後5時15分

##### ③ 公的団体の窓口

大阪府国民健康保険団体連合会

所在地 〒540-0028 大阪市中央区常葉町一丁目3番8号 中央大通FNビル内

電話番号 06-6949-5418

FAX 06-6949-5417

受付時間 午前9時から午後5時

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
(平成11年厚生省令第38号)」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府和泉市和気町三丁目5番19号
	法人名	社会福祉法人 芳春会
	代表者名	理事長 老木 浩之 印
	事業所名	ビオラ和泉居宅介護支援事業所
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印